

## 使用済み電気・電子機器の輸出入を適正管理

### 中環審・産構審合同会合で論点提示

環境・経済産業両省は「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」の改正案を次期通常国会へ提出する。先月31日開催した中央環境・産業構造両審議会による専門委員会・ワーキンググループの合同会合で法改正の論点を示した。使用済み電気・電子機器などについて環境汚染リスクが生じる物品の輸出規制を強化し、資源価値が高く国内での適正処理が確保できる物品の輸入規制を緩和するなど、輸出入を適正に管理する。国外での環境汚染を引き起こす一方で、国内での資源の有効利用を阻害してきた規制状況のアンバランスを解消する。

事務局が提示した論点は、①OECD加盟国向け輸出に関する環境上適正な管理の確保②輸出に関する環境上適正な管理の審査基準の整備等③取り締まり現場での迅速な規制対象物認定の実現④規制対象物についての法的根拠の明確化⑤輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理⑥OECD加盟国向け輸出手続きの簡素化の廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続きの改善⑦環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入承認手続きの簡素化⑧わが国に不法輸入された特定有害廃棄物等のシップバック

①②については、既存の簡素化の10点。法制度では、OECD非加盟国に対して加盟国には大幅な手続きの簡素化が行われている。しかし、加盟国である韓国における使用済み鉛蓄電池での不適正処理の状況を踏まえ、その違いに考慮しつつも、輸出先の処理施設が不適正であることが疑われる場合には、物品の適正管理が確保されるかどうかを確認できるように、および、その管理に関する方法の環境大臣による審査基準の明確化、シップバックへの対応も

踏まえ、輸出者が環境上として適正な管理を確実にすることを評価する保証書の提出を求めるべきだ。また、③④では廃棄物類の提出を求めるべきだ。如理法の規制を回避するべく有価性を偽装する目的で鉄スクラップと混合される雑品スクラップについての規制対象物としての該当性の判断基準の整備や、バーゼル法におけるそれら混合物を含む特定有害廃棄物等の範囲の法的根拠の必要性が指摘された。

⑧では、特定有害廃棄物等の輸入について、わが国処理施設の競争環境上の不利を解消する等の観点から、EUの制度を参考に輸入手続きの大幅な簡素化と、事前に同意が与えられている回収施設での処理を目的とする輸入に関しては、最大3年間の包括的な同意を与えることができる特例措置を設けるなどの案が示された。